

特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ(令和8年度)

札幌市教育委員会

札幌市では、特別支援学級に就学しているお子さまなどがあるご家庭に対し、その世帯収入に応じて、学用品、給食費等学校教育にかかる費用の一部を、特別支援教育就学奨励費として助成しています。

対象となる方

- (1) 札幌市立小・中学校の特別支援学級（知的障がい、自閉症・情緒障がい等）に在籍しているお子さま
- (2) 札幌市立小・中学校の通常の学級に在籍しているが、重度の障がいや疾病のあるお子さま（※1）

※1 札幌市学びの支援委員会において、特別支援学校（聾学校、盲学校、養護学校）で学ぶことが望ましい程度（学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度）と判断されるお子さま。

- (3) 札幌市が設置する通級指導教室（言語障がい、難聴、弱視、発達障がい等）に通級するお子さま
通級指導教室に通級するお子さまについては通級交通費（本人経費分）のみ助成対象となります。
また、該当のお子さまにつきましては、別途11月頃に通級先の学校から御案内いたします。

《ご注意ください》

- ・ 次のいずれかを受給している場合は助成の対象となりません。
生活保護法による教育扶助、就学援助、児童福祉法による就学における措置費または療育の給付
- ・ 特別支援学校に通うお子さまについては、北海道教育委員会から助成があります。
特別支援学校にお問い合わせください。



助成の内容 助成額等の詳細は裏面をご覧ください。

支弁区分	総所得金額(※2)	助成の内容
I、II 区分	令和7年中の所得が下記の世帯(※3) ・2人世帯…621万円以内 ・3人世帯…766万円以内 ・4人世帯…824万円以内 ・5人世帯…914万円以内 ・6人世帯…1,081万円以内	・学用品費、通学用品費 ・新入学児童生徒学用品費、通学用品費 ・体育実技用具費 ・拡大教材費 ・校外活動費(宿泊なし) ・校外活動費(宿泊あり) ・修学旅行費 ・学校給食費 ・職場実習交通費(中学生のみ) ・通学交通費(本人分経費)
III区分	上記の所得を上回る世帯	通学交通費(本人経費分) 職場実習交通費(中学生のみ)

※2 所得税の確定申告書の「所得金額の合計」の金額又は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。源泉徴収票は、収入が給与収入のみの場合に限り有効な書類といたします。また、所得額から以下のものが控除可能です。

★「社会保険料」・「生命保険料」・「地震保険料」・「小規模企業共済の掛金」・「企業方(企業型DC)年金の掛金」・「個人型年金(IDeCo)の掛金」・「地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金」・「雑損控除」

※3 表中の金額はめやすの額となります。世帯の年齢構成等に応じ個別に審査するため、所得が表中の金額以内であっても該当しない場合があります。また、今後の国の通知により基準額が変動する場合があります。

助成を受ける際に、領収書又はレシートの提出が必要な費目があります。購入した際の領収書又はレシートは必ず保管しておいてください。

- 領収書又はレシートは、令和8年8月頃・令和9年2月頃に学校へ提出いただく予定です。
- 領収書又はレシートがない場合は、助成を受けることができません。

助成費目	助成額（国による予算成立を前提）		レシート等の確認	対象となる経費	
	小学校	中学校			
学用品費・通学用品費	実費の1/2 (上限5,820円)	実費の1/2 (上限11,370円)	◎ (領収書またはレシートで金額を確認する 場合があるため、 保管をお願い いたします。)	別紙「学用品費・ 通学用品費等助成 対象品目一覧」を ご参照ください	
新入学児童生徒学用品費・ 通学用品費 1年生の4月認定者のみ	実費の1/2 (上限28,530円)	実費の1/2 (上限31,500円)			
拡大教材費	ページ数×単価（限度額42円）×1/2 (1冊あたりの限度額5,250円)				副教材として使用する 拡大教材の購入費
体育実技用具費 ※小1～3年生、小4～6年 生、中1～3年生の間に各1 回のみ、1種目分を助成	種	スキー	実費の1/2 (上限13,255円)	実費の1/2 (上限19,015円)	・スキー板・スキー靴 ・金具・スキーケース ・ストック・手袋 ・柔道衣上下 ・帯
	目	柔道	—	実費の1/2 (上限3,825円)	
校外活動費（宿泊なし）	対象経費の1/2 (上限800円)		× (学校から 市教委へ金額を 報告するため 不要です。)	交通費、見学料のみ	
校外活動費（宿泊あり）	対象経費の1/2 (上限1,845円)			交通費、見学料、 宿泊費のみ	
修学旅行費	実費の1/2			実費相当額 (一部対象外)	
職場実習交通費	—		○ (定期券やSAPICA 明細により金額を 確認します。)	公共交通機関利用に かかる交通費	
通級交通費（本人経費分）	実費				
通学交通費（本人経費分）	実費				
学校給食費	無償化により負担なし	実費の1/2	× (市教委で徴収額を 確認します。)		

助成を受けるためには

次の書類を学校へご提出ください。

- 特別支援教育就学奨励費申請書（学校から用紙をお受け取りください）
- 令和7年中の所得額を証明する書類：世帯で収入（年金も含む）のある方につき、いずれか一点必要。
また、写し（コピー）による提出も可能です。

A：収入が給与収入のみであり、雑損等の控除額（表面の★印を参照）がない方

○「令和7年分 給与所得の源泉徴収票（年末調整済みのもの）」※4

※4 雑損等の控除額があり、源泉徴収票に記載されている場合はこちらの提出でも構いません。

B：それ以外の方

○「令和7年分 所得税の確定申告書（第1表・第2表）の控え」又は

○「令和8年度所得（市・道民税）証明書（社会保険料等詳細が記載されたもの）」※5

※5 お住まいの区を所管する市税事務所で令和8年6月11日(水)以降に発行することができます。

- 振込口座の通帳の写しまたはキャッシュカードの写し、ネット銀行のスクリーンショット画面

児童福祉施設や指定療育機関に入所又は入院し、就学に係る措置費又は療育の給付を受けていない方は、「施設（機関）長が発行する入所（入院）証明書（学校で用紙をお受け取りください）」もご提出ください。

初回申請期限：令和8年5月18日（月）

○上記B：「令和8年度所得（市・道民税）証明書」が必要な方は令和8年6月18日（木）

なお、上記以降も随時申請を受け付けておりますが、原則申請日（学校へ申請書を提出した日）の属する月からの認定となり、認定月によっては助成対象とならない費目があります。また、申請書を提出した後、自己都合で証明書類の提出が1か月を超えて遅れた場合は、証明書類を提出した月からの認定となります。

お問い合わせ

お子さまが通学する学校にお問い合わせください。